

次のとおり公募型プロポーザルを行います。

平成29年12月22日

神奈川県立産業技術短期大学校
校長 荻田 浩司

1 業務内容

(1) 件名

平成30年度神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」実施業務委託

(2) 業務内容

別添「平成30年度神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」実施業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項 3」のとおり

(3) 履行期間

ア 24か月訓練

平成30年4月1日から平成33年1月15日までの間（訓練終了後の定着支援業務を含む）

イ 12か月訓練

平成30年4月1日から平成32年1月15日までの間（訓練終了後の定着支援業務を含む）

2 プロポーザル参加者に求められる資格

別添「平成30年度神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」実施業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項 5」のとおり

3 委託募集要項等の交付場所等

(1) 事務を担当する所属（提案書の提出先、質問票、参加意思申請書の送信先です。）

〒241-0815 横浜市旭区中尾2-4-1

神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター

電話 045-363-1992

メール jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp

(2) 委託募集要項等の配布期間

平成29年12月22日（金）から平成30年1月12日（金）までの間に「かながわ電子入札共同システム」からダウンロードしてください。

(3) 委託業務に係る説明会

次のとおり委託業務に係る説明会を開催します。

日時 平成30年1月9日（火）14時から

会場 神奈川県立産業技術短期大学校

(4) 質問受付期間

次の期間に、質問票により質問を受け付けます。質問票は、メールで神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センターへお送りください。

平成30年1月9日（火）から1月10日（水）17時まで（必着）

(5) 質問に対する回答日（質問票による質問があった場合に回答）

平成30年1月11日（木）、「かながわ電子入札共同システム」により回答します。

4 プロポーザル参加希望者に求められる義務

このプロポーザルに参加を希望する者は、参加意思申請書を平成30年1月11日（木）17時までに持参、郵送又はメールにより提出してください。

5 提案書等の提出

(1) 提出期日

平成30年1月12日（金）17時（必着）までに、郵送又は持参により神奈川県立産業技術短期大学 人材育成支援センターに提出してください。

なお、持参する場合は、事前に日時の連絡をお願いします。

(2) 提出書類

別添「平成30年度神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」実施業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項 8」のとおり

6 その他

(1) プロポーザル参加及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 参加が無効となる場合

提出された見積書の金額に消費税及び地方消費税を含んで算定した金額が、募集要項10の委託料上限額を超えていた場合は、参加が無効となります。

提出書類について「平成30年度神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」実施業務委託に係る募集要項」及び別途指定する様式に示す条件に適合しない場合は、無効とすることがあります。

(3) 選定方法

ア 審査会を設置し、提案書の内容を選定基準に基づいて評価を行います。

イ 審査会からの意見を踏まえ、原則として評価基準に基づいた評価の高いものから順に選定します。ただし、見積価格が予定価格を超えた場合は選定しません。

ウ 選定された提案者と、随意契約により本業務委託の手続を行います。

エ 選定された提案者は、産業技術短期大学と別途協議を行った上で、契約締結となります。

オ 選定された提案者と協議が整わない場合は、次点提案者と契約手続をします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

ア 県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本業務を契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇〇条 発注者（又は神奈川県知事）が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者（又は神奈川県知事）は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

イ 当該プロポーザルの選定決定の効果は、平成30年度当初予算に係る議会の議決がなされ、平成30年4月1日の平成30年度当初予算発効時において効果を生ずるものとします。